

議第83号

三島市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する

条例案

三島市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成29年三島市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年9月5日提出

三島市長 豊岡 武士